

学校法人青山学院 災害時対応行動指針

学校法人青山学院は地震等の災害が発生した場合、学生・生徒・児童・園児（以下：学生等という）、教職員および近隣の住民・帰宅困難者等の被災者救援を目的として、以下の行動計画を策定する。

1. 基本方針

教育研究機関としての青山学院は、その使命として災害時における人的・物的被害を可能な限り少なくし、青山学院の学生等、教職員に限らず災害を受けた近隣住民に対しても可能な限りの援助を行うため、この行動計画を制定するものである。

なお、各キャンパスにおいて「震度5弱」以上の揺れが確認された時点で、召集がなくともこの計画を実施するものとする。

2. 平常授業時

平常授業時において地震等の災害が発生した場合は、学生・生徒・児童・園児（以下：学生等という）の避難を最優先に行動し、近隣被災者の受入等も行う。教職員は自身の身の安全の確保をしたうえで、学生等の避難誘導にあたる。なお、避難誘導等の担当は以下のとおりとする。

- (1) 教員は授業担当中の学生等の初期避難誘導から待機場所までの引率、終息後の解散までの責任を持つ。
- (2) 設置学校（以下、各部という）配属職員は、各部の建物内の残留者の有無の確認にあたり、各部が設置する災害対策室の各業務を第一とし、状況により本部が設置する災害対策本部の依頼により本部派遣職員として協力する。
- (3) 本部職員は災害対策本部の設置および各部からの応援要請に対応する。
- (4) 大学保健管理センターおよび各部保健室の教職員は本部および各部が設置する応急救護班にあたる。
- (5) 本部およびアイビックスセキュリティ事業部の警備職員は避難門の確保を行い、近隣被災者の受入および災害の状況にあわせ全教職員と協力の上、防災備蓄品を駆使して被害の拡大を最小限とするよう努力を行う。

3. 夜間・休日

本部およびアイビックスセキュリティ事業部の当直警備職員、住込み用務員および特高電気監視室係員は自身の身の安全の確保をしたうえで、速やかに学内の被害状況を調査し、本部宿直担当警備職員に報告すること。本部宿直担当警備職員は学院内の被害状況を掌握し総務・安全対策課長へ報告する。また、本部宿直担当警備職員は発生時間および学内外の状況にあわせ被災者に対し以下の行動の指揮命令を行う。

- (1) 学外からの被災者の受入が必要な場合は速やかに開門を行い、安全な場所に一次避難の誘導をする。
- (2) 二次災害の防止に最善を努めた上、二次避難場所として安全な施設へ誘導を行い、災害備蓄品の配給を行う。
- (3) 火災等の状況がある場合は消防署への連絡とともに、消火設備を駆使してその延焼等を最小限とする努力を行う。
- (4) 帰宅・休暇中の教職員の対応については「7. 休日・夜間の教職員対応」に示すとおりとする。

4. 災害対策本部

「震度5弱」以上が各キャンパスで発生した時点で法人本部内に災害対策本部を設置する。災害対策本部は本部長に理事長、副本部長に危機管理担当理事があたり、院長、副院長、常務理事、総局長を以て構成し、災害対策業務遂行のため災害対策隊を組織する。災害対策隊の構成は、災害対策隊長に総務部長、副隊長に総務・安全対策課長があたり、本部職員を以て構成し、以下の任にあたる。なお、本部長は災害の甚大さ、被災者の状況等に応じて本部以外の教職員を各部の被害状況および勤務状況等を勘案し本部派遣職員として随時任命することができる。

- (1) 本部長:統括指揮
- (2) 副本部長:本部長とともに対応策の決定を行い、災害対策隊に命令を下す。
- (3) 災害対策隊長:災害の状況等を災害対策本部に報告し、その指示を受け、災害対策隊に命令を下す。
- (4) 災害対策副隊長:現場の状況把握に努め、隊長に報告。隊長からの下命を隊員に下し現場の統括責任者として行動する。
- (5) 災害対策隊各班リーダー:隊長または副隊長からの指示に従い、通報連絡(情報収集)、初期消火(救出・搬送)、避難誘導
安全防護、応急救護、帰宅困難者受入の各活動の責任者として隊員に指示をする。なお、緊急に対応を要する事態に対し
ては他の教職員に対し応援命令を下す権限を有する。
- (6) 災害対策隊員:配置された災害対策業務においてリーダーの指示のもと行動する。

5. 各部の対応

各部は速やかに災害対策室を設置する。室長は各部の長があたり、副学長または教頭、事務の長および室長の指名するものをもって構成する。災害対策室は部内の学生等および教職員の安否確認を第一に行い、夜間休日の場合は連絡網を駆使して行うものとする。安否確認が完了した時点で災害対策本部に報告をすること。

可能であれば、学生等本人のみならず家庭の被災状況も把握するものとする。

また、安否確認の調査に並行して校舎・諸施設の被害状況を調査し、あわせて災害対策本部へ報告すること。

6. 災害備蓄品の配給方法

災害備蓄品の配給にあたっては総務・安全対策課(夜間・休日に関しては本部宿直担当警備職員)の指示に従い配給すること。

アイビックスフードサービス事業部は学院と協力し在庫食料の供出を行い、被災者の食糧確保に努める。

7. 休日・夜間の教職員の対応

帰宅後および休暇中の教職員は基本方針に示す事態が発生した場合、自身・家族および自宅の安全確認ができ、通勤経路の安全が確保された時点で下記の要件に沿って出勤すること。

- (1) 災害対策本部の本部長、副本部長、災害対策隊長、災害対策副隊長および各班のリーダーは出勤すること。
- (2) 各部で出勤できる者(概ね徒歩で2時間以内)を事前に確認・決定すること
- (3) 各部においても、対応を決めておくこと。

以上